

## 法務及び司法行政分野における日本国法務省とタイ王国法務省との間の 協力覚書

日本国法務省とタイ王国法務省（以下集合的に「両当事者」といい、個別적으로는「当事者」という。）は、両国の長きにわたる緊密な友好関係を想起し、自由、民主主義、法の支配、人間の尊厳といった共通の価値の尊重に対するコミットメントを再確認し、両国の協力を通じて、アジア地域の平和、繁栄及び法の支配に貢献することを決意し、以下の協力覚書（以下「MOC」という。）を作成する。

### 第1項 目的

本 MOC は、両当事者が、法務及び司法行政分野において両当事者間の知見を交換し、情報共有を行うことを通じ、相互の友好関係、理解及び協力関係を一層発展させることを目的とする。

### 第2項 協力分野

両当事者は、次の分野において協力するように努める。

- 1 拘禁施設内での処遇、拘禁施設の設計及び建築、並びに社会内処遇を含むがそれに限らない、犯罪者の処遇に関する制度及びその運用
- 2 人権の促進及び擁護に関する制度及びその運用
- 3 民事及び商事分野における法制度及びその運用
- 4 2030年のSDGs達成に向けた司法制度へのアクセスの発展
- 5 法務及び司法行政分野における人材育成
- 6 法務及び司法行政分野の発展のための効果的な情報管理
- 7 両当事者の同意に基づくその他の協力分野

### 第3項 協力活動

両当事者は、以下の方法により、本MOCの第2項に掲げる分野において協力するように努める。

- 1 研究、視察及び研修のための、両当事者の司法又は法務の知見、ベスト・プラクティス及び意見の交換
- 2 司法及び法務分野における会議、セミナー及び研修の開催
- 3 公的に入手可能な法令、法律の資料及び出版物の必要に応じた交換

第4項  
協力の条件

- 1 本 MOC の下での協力は、両当事者の権限及びそれぞれの国の国内法令の範囲内で行う。
- 2 両当事者は、それぞれの予算及び人的・物的資源の範囲内で本 MOC の下での協力を実施する。本 MOC は、両当事者に、いかなる財政的又は法的な義務も課さない。

第5項  
連絡先

- 1 本覚書の実施に責任を負う各当事者の連絡先は、次のとおりとする。
  - (1) 日本国法務省：大臣官房国際課
  - (2) タイ王国法務省：事務次官室国際課
- 2 各当事者は、連絡先に変更が生じた場合には、速やかに他方の当事者に通知する。

第6項  
修正

本 MOC は、両当事者の書面による相互の同意により修正することができる。

第7項  
MOC の開始及び終了

- 1 本 MOC の下での協力は、署名の日から開始し、期限なく継続する。
- 2 一方の当事者は、他方の当事者に対して書面により通告することにより、いつでも本 MOC の下での協力を終了させることができる。終了は他方の当事者が通告を受領してから90日後に効果を生じる。

英語、日本語及びタイ語によりそれぞれ2通作成され、署名した。  
解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

三好 雅子

日本国法務省のために

日付：2019年12月13日

日本国法務大臣 三好 雅子



タイ王国法務省のために

日付：2019年12月13日

タイ王国法務大臣 ソムサック・テプスチ  
ン